

国民年金だより

むつ年金事務所
☎22-2278

国民年金は3つの年金であなたをサポートします！

平成26年度年金額

老齢基礎年金... 772,800円(満額)

20歳から60歳までの40年間、全期間保険料を納付された方は、65歳から満額の老齢基礎年金が支給されます。老齢基礎年金を受給するためには、保険料を納めた期間や保険料を免除された期間などが、原則25年(300月)あることが必要です。

障害基礎年金... 966,100円(1級)、772,800円(2級)

国民年金加入中の病気やケガにより、一定の障がいの状態にある間は障害基礎年金が支給されます。(納付要件を満たした場合)

遺族基礎年金... 995,200円(子供が1人いる妻の場合)

(基本額：772,800円 + 子1人の加算額：222,400円)

国民年金加入中の方が亡くなった時、その方に生計を維持されていた「子のある妻」または「子」に支給されます。

※子は18歳到達年度の末日〈障がいがある場合は20歳まで〉となります。

※障害基礎年金や遺族基礎年金を受けるためには、初診日や死亡された日の属する月の前々月までの公的年金の加入期間の2/3以上の期間について、保険料が納付または免除されていること、もしくは直近1年間に未納がないことが必要です。

【お問合せ】むつ年金事務所(国民年金課)
住民・環境部門 担当：石戸

国民健康保険被保険者のみなさんへ

整骨院や接骨院などで柔道整復師の施術を受けるときは、保険証が使える場合と使えない場合がありますので、ご注意ください。

◆保険証が使えるとき

医師や柔道整復師に、外傷性の骨折、脱臼、打撲および捻挫など(いわゆる肉ばなれを含む。)と診断または判断され、施術を受けたとき

※内科的要因によるときは使えません。また、骨折および脱臼については、応急手当をする場合を除き、あらかじめ医師の同意を得ることが必要です。

◆保険証が使えないとき

- 単なる(疲労性・慢性的な要因からくる)肩こりや筋肉疲労など
- 脳疾患後遺症などの慢性病や症状の改善の見られない長期の施術
- 保険医療機関(病院、診療所など)で同じ負傷などの治療中のもの
- 労災保険が適用となる仕事や通勤途上での負傷

◆施術を受けるときの注意

- 国民健康保険の対象にならない場合もありますので、負傷の原因は正確に伝えましょう。
- 療養費支給申請書の受取代理人欄(住所、氏名、委任年月日)には、原則として患者の自筆による記入が必要となります。
- 施術が長期にわたる場合は、内科的要因も考えられますので、医師の診察を受けましょう。
- 領収書を受け取り、大切に保管しましょう。

【お問合せ】税務・国保部門 担当：鹿島